

令和2年9月18日

利用団体の皆様

学校安全課長

学校施設開放事業の再開について（通知）

学校施設開放事業については、市関連施設の利用再開にあわせて8月19日から一旦中止としましたが、府内のほとんどの市で学校施設開放事業を再開していること、全国的にイベントの開催制限が緩和されることに伴い10月1日から市関連施設の使用制限を緩和することなどから、利用者全員の健康チェックや使用後の施設の消毒など感染拡大防止のさらなる徹底をお願いすることを前提に、以下のとおり、学校施設開放事業を再開するものです。

1. 今回の事業再開について

10月1日を基準日として再開いたします。ただし、「学校体育施設開放事業」につきましては、開放運営委員会を開催いただき、学校の確認の後、利用再開日を決定することとなりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

なお、10月31日（土）までの利用に限り、利用日の前日までの申請を可とします。

2. 事業継続の検討基準について

新型コロナウイルス感染症の現状や本市における感染防止対策の状況を踏まえて、枚方市における直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が6.0人（直近1週間の新規陽性者数合計人数が24人）を超えた場合に事業の継続を検討し、事業中止後の再開については、学校の教育活動への影響を十分考慮したうえで、教育委員会が決定するものとします。

3. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシート」の提出について

今回の事業再開より、チェックシートの提出を施設の使用許可条件とさせていただきます。チェックシートが未提出の場合、次回の使用を許可いたしませんので、あらかじめご了承ください。新型コロナウイルス感染拡大防止への利用団体のみなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

枚方市教育委員会 総合教育部 学校安全課（担当：嶋田・廣瀬）